

特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

ばるぶる一むでは令和4年4月より、福祉介護職員特定処遇改善加算を算定しております。
当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の福祉介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 福祉介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 福祉介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表いたします。

【入職促進に向けた取組】

法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化。

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

働きながら、利用者支援に活かせる資格の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に強度行動障害支援者養成研修、児童発達支援管理責任者研修の受講支援等。また取得した資格に基づく人事考課との連動。

【両立支援・多様な働き方の推進】

職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、非正規職員か正規職員への転換(実績あり)。有給休暇が取得しやすい環境の整備。

【腰痛を含む心身の健康管理】

日々の仕事の充実なくして良い支援は出来ないという観点からも風通しが良く、働きやすい職場環境づくりに注力した上で、何かあった場合に備えて事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制を整備。

【生産性向上のための業務改善の取組】

5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備などから残業のない体制を維持。また業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担を軽減

【やりがい・働きがいの構成】

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善、利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供及び支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供。